

令和6年第8回  
教育委員会臨時会  
会議録

令和6年11月7日

学校教育部 教育総務課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年第8回教育委員会臨時会	
開催日時	令和6年11月7日（木） 開会時刻午前10時00分 閉会時刻午前10時14分	
開催場所	朝霞市役所 第1委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙の通り	
議題	別紙の通り	
会議資料	別紙の通り	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	一部非公開	

令和6年第8回

教育委員会臨時会

令和6年11月7日(木)

午前10時00分から

午前10時14分まで

朝霞市役所第1委員会室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 市長からの意見聴取
- 4 そ の 他
- 5 閉 会 宣 言

---

出席者

教育委員会教育長  
教育委員会教育長職務代理者  
教育委員会委員  
教育委員会委員  
教育委員会委員

二見隆久  
平木倫子  
高橋松久  
森島史枝  
上野正道

欠席者

なし

説明のための出席者

生涯学習部長  
学校教育部次長兼教育総務課長  
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長  
学校教育部参事兼教育管理課長  
生涯学習部参事兼中央公民館長  
教育指導課長  
学校給食課長  
文化財課長  
図書館長  
生涯学習・スポーツ課長補佐

奥山雄三郎  
関口豊樹  
小笠原ミツエ  
小石川知治  
堀川政昭  
横瀬修克  
長谷修  
藤原真吾  
増田潔  
村山雅一

事務局

教育総務課主幹兼課長補佐

多度津 みどり

教育総務課教育総務係長

佐藤 卓

教育総務課主事補

小野 涼太

---

(会議議題)

◎市長からの意見聴取

議案第69号 令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計補正予算(第8号)〈教育委員会関係分〉について

議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第71号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会宣言

#### ○二見教育長

ただいまから令和6年第8回朝霞市教育委員会臨時会を開きます。

### ◎2 会議録署名委員の指名

#### ○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、上野委員にお願いしたいと存じます。

次に、本日の議事でございますが、市長からの意見聴取が3件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。議案第69号、第70号及び第71号の「市長からの意見聴取」につきましては、市議会提出前の検討中の内容であることから、朝霞市情報公開条例第7条第1項第4号に規定する非公開情報に該当いたします。非公開情報につきましては、市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針第8条第1項により、会議を非公開とすることができることになっております。従いまして、議案第69号、第70号及び第71号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案します。

また、当該議案につきましては、市長から市議会に議案が提出され、公開できる時期になりましたら、資料及び会議録を公開することとしてよろしいか、併せて伺います。

なお、会議を非公開にするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。

これより、採決いたします。

議案第69号、第70号及び第71号につきまして、議事を非公開とすること、また、当該議案につきましては、資料及び会議録を所定の時期に公開することに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。

よって、議案第69号、第70号及び第71号につきましては、議事の最後に非公開で行うこととし、また、当該議案につきましては、資料及び会議録を所定の時期に公開することに決めます。

◎4 その他

○二見教育長

次に、その他として事務局又は委員の皆様から何かございますか。

それでは、その他を終了いたします。この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。関係説明員以外の方の退席を求めます。

---

暫時休憩

---

◎3 市長からの意見聴取 議案第69号 令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第8号）〈教育委員会関係分〉について

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、「議案第69号 令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第8号）〈教育委員会関係分〉について」を議題とします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

議案第69号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

今回の補正予算について、人件費補正では、職員等の人事異動等にもなう補正額を計上しております。

また、新たに性暴力防止等に関する指針検討会議構成員謝金や南朝霞公民館施設改修工事の費用などを計上するほか、小・中学校のタブレット端末に係る備品修繕料などを増額することにより、1億8,608万6,000円増額しております。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

1点質問させていただきたいと思います。5ページの放課後子ども教室事業、こちらの備品購入費ですが、補正額について内容の説明をしていただきたいです。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・小笠原生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

放課後子ども教室事業でございますが、現在はプログラム型を実施しており、令和7年4月から、居場所提供型を検討しております。

令和7年4月から実施する際の前段階の、令和6年3月中に準備をしていかなければならないということでの備品購入費となっております。

内容といたしましては、子供たちが使えるロッカー、委託業者の方たちが使う物品、机、椅子等の購入を考えておまして、46万7,000円を要望しております。以上です。

○二見教育長

他にございますか。

質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

「議案第69号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第69号については、同意することといたします。

◎3 市長からの意見聴取 議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○二見教育長

次に、「議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

議案第70号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

改正内容につきましては、この度、刑法の改正にともない、関係条例の懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

なお、この改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行したいと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

「議案第70号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第70号については、同意することといたします。

◎3 市長からの意見聴取 議案第71号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例  
について

○二見教育長

次に、「議案第71号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

生涯学習部長。

○説明員・奥山生涯学習部長

議案第71号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

改正内容につきましては、武道館改修工事を機に、空調設備の設置などサービスの向上が図られることから、使用料の改正を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、令和7年4月1日から施行したいと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

森島委員。

○森島委員

最後のページの参考資料について質問いたします。

改正前と改正後の使用料が、柔道場、剣道場と相撲場とで料金が違うのには理由があるのでしょうか。

○説明員・村山生涯学習・スポーツ課長補佐

現在行っております武道館の改修工事では、相撲場については、外にございまして、改修工事の範囲外ということで、今回改修されないため、現行通りの使用料となっております。以上です。

○二見教育長

他にございますか。

上野委員。

○上野委員

今回の改定の幅ですけれども、何かを参考にされたとかはあるのでしょうか。

○二見教育長

生涯学習・スポーツ課長補佐。

○説明員・村山生涯学習・スポーツ課長補佐

具体的な算定方法は、市の公共施設使用料見直しに関する基本方針が、平成22年に制定されたものなのですが、その方針に基づいて算出したものでございます。

その中で、基本的に年間にかかる経費、減価償却費、維持管理費、人件費、主要面積と使用時間に応じて負担をするという形になっており、この算出に基づいて算定した結果ということになります。

なお、激変緩和措置として現行の1.5倍の額を限度とするという規定がございますので、その規定も適用した結果ということでございます。以上です。

○二見教育長

他にございますか。

質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

「議案第71号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第71号については、同意することといたします。

◎5 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これもちまして、令和6年第8回朝霞市教育委員会臨時会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。

以上、会議の概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

朝霞市教育委員会教育長

朝霞市教育委員会委員

朝霞市教育委員会書記長